

第2節 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組

〈主な指標と最新実績〉

野生鳥獣による農林業被害額（速報値） 55,941万円

野生鳥獣の捕獲頭数（速報値） 19,417頭
（5獣種）

第1項 野生鳥獣対策の推進

1 鳥獣被害対策 【鳥獣被害対策支援センター】

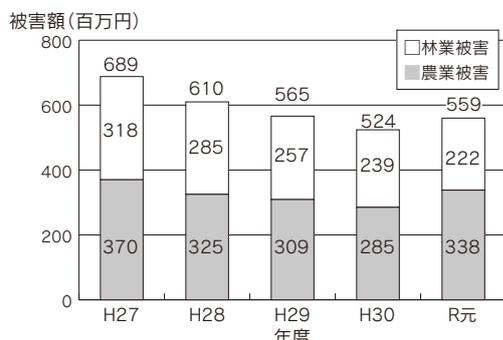
野生鳥獣の被害対策として、侵入防止柵の整備などを計画的に進めており、被害金額は減少傾向にあります（図2-2-2-1）。一方、捕獲頭数は年々増加傾向にあり（表2-2-2-1）、生息域や被害地域も拡大傾向となっています。さらに、生活環境被害や生態系被害も各地で顕在化しています。

そこで、県では市町村、被害地域、関係機関と連携・協力しながら、野生鳥獣を「捕る」、野生鳥獣から「守る」、野生鳥獣を「知る」対策を総合的に進めています。

(1)「捕る」対策

シカやイノシシなど、生息数の増加が著しい特定鳥獣について、捕獲目標に基づく計画的な捕獲を市町村と連携して推進するとともに、シカの高密度生息地域での指定管理鳥獣捕獲等事業の実施や捕獲の担い手確保など、捕獲を強化する対策を講じています（表2-2-2-1）。

図2-2-2-1 野生鳥獣による農林業被害額の推移（R元は速報値）



(注) 百万円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

(2)「守る」対策

野生鳥獣が耕作地に入らないようにするための電気柵などの侵入防止柵を設置したり、食害から樹木を守るため、樹木への防護資材の設置や忌避剤の散布などの対策を行っています。

また、野生鳥獣の出没を抑制するため、被害地の周辺で見通しの悪い藪の刈り払いや樹木を伐採するなど、野生鳥獣からの被害を防ぐための生息環境の管理を行っています。

(3)「知る」対策

野生鳥獣被害対策に携わる人材の育成や、日本獣医生命科学大学との連携による新たな対策技術の開発を行っています。

表2-2-2-1 主な野生鳥獣の捕獲数の推移（R元は速報値）
（単位：頭）

獣種	年度		H27	H28	H29	H30	R元
	狩	猟					
シカ	狩	猟	3,508	4,428	4,147	3,873	3,578
	有害捕獲等		2,836	3,913	4,361	4,856	5,762
	捕獲数計		6,344	8,341	8,508	8,729	9,340
イノシシ	狩	猟	2,038	2,984	2,560	2,699	1,810
	有害捕獲等		3,598	5,710	4,155	5,120	7,008
	捕獲数計		5,636	8,694	6,715	7,819	8,818
サル	狩	猟	-	-	-	-	-
	有害捕獲等		985	1,185	781	655	822
	捕獲数計		985	1,185	781	655	822
クマ	狩	猟	31	37	87	49	57
	有害捕獲等		78	325	175	206	376
	捕獲数計		109	362	262	255	433
カモシカ	狩	猟	-	-	-	-	-
	有害捕獲等		33	37	28	11	4
	捕獲数計		33	37	28	11	4
5種合計	狩	猟	5,577	7,449	6,794	6,621	5,445
	有害捕獲等		7,530	11,170	9,500	10,848	13,972
	捕獲数計		13,107	18,619	16,294	17,469	19,417

2 捕獲の担い手確保対策 【自然環境課】

県内における野生鳥獣による被害は、農林業だけでなく生態系や生活被害に拡がるなど深刻な状況です。これまでも、捕獲や侵入防護柵の設置等の対策に取り組んできましたが、野生鳥獣の生息数の増加や生息域が拡大している現状を踏まえると更なる捕獲の強化が必要です。しかし、捕獲の担い手である狩猟免許取得者は、1981（昭和56）年度をピークに大幅に減少しており、2018（平成30）年度には4,229人（昭和56年度比43％）に減少、また狩猟者の62％が60歳以上であり高齢化が進行しています。このため、鳥獣害対策を継続して実施していくためには、計画的な捕獲の

担い手の確保が重要となっています。

(1) 狩猟免許試験

2019（令和元）年度も、出前型免許試験や休日試験の開催など、受験機会を増やすことで、免許取得者の増加を図っており、2019（令和元）年度は、346人が受験しました。

表2-2-2-2 狩猟免許試験受験者数の推移

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
受験者数	212	264	371	324	353	346

3 指定管理鳥獣捕獲 【自然環境課】

県内におけるニホンジカやイノシシの状況は、急激な生息数の増加と生息分布域の拡大が確認され、農林業被害にとどまらず、自然生態系にも深刻な影響を及ぼしています。

そのため、自然環境を保全すべき地域で、鳥獣保護区等に指定されているエリア等について、「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用しニホンジカやイノシシの捕獲を実施しています。

(1) 高密度生息地域

標高の高い地域にある牧場や自然公園等は、良好な餌環境を背景として、ニホンジカが高密度化しているため、集中的に捕獲を行っています。

(2) 分布拡大地域

ニホンジカは、高密度化した地域の周辺部において、季節的に移動する個体の移動ルートや越冬場所といったニホンジカの生態が、研究機関等の調査により明らかになりつつあります。そこで、これらの知見を基に、適切な捕獲の手法、時期、場所を選定し分布拡大防止のための捕獲を実施しています。

一方、イノシシは、山岳部から続く生息域の最外縁部に位置する里山周辺で急速に生息頭数を増加させています。生息数の増加に伴い出没が拡散していることなどから、生息域の拡大を防止する必要があるため、集中的な捕獲を実施しています。

4 「第12次鳥獣保護管理事業計画」と適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）の推進 【自然環境課】

県では、鳥獣全般に関する県の基本計画である「第12次鳥獣保護管理事業計画」や、特定の鳥獣に関する計画である適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）を策定しており、これらの計画に基づき鳥獣を適正に管理します。

(1) 「第12次鳥獣保護管理事業計画」の推進

鳥獣は、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な要素であり、人の豊かな生活を営むうえで欠かすことのできない存在であることから、人と鳥獣の適切な関係の構築を図るため計画を推進しています。

ア 生息環境の保全

野生鳥獣の保護や繁殖を図るための区域として、県内に49か所64,534haの鳥獣保護区を指定（うち2か所は国指定浅間鳥獣保護区10,646ha及び国指定渡良瀬遊水地鳥獣保護区89ha）しています（表2-2-2-3）。

イ 鳥獣保護管理員による鳥獣保護管理事業の推進

県下に65名の鳥獣保護管理員を委嘱し、鳥獣保護区の管理や鳥獣類の生息状況の把握、違法捕獲等の防止に努めています。

表2-2-2-3 鳥獣保護区の指定状況

2020（令和2）年3月31日現在

区 分	目 的	指定	
		箇所数	面積 (ha)
森林鳥獣生息地	森林に生息する鳥獣の保護、地域における生物多様性の確保	25	37,397
大規模生息地	行動圏が広域に及ぶ大型の鳥獣や多様な鳥獣相の保全、地域における生物多様性の確保	(1)	(10,646)
		1	10,590
集団渡来地	集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護	(1)	(89)
		7	3,093
身近な鳥獣生息地	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保・創出し、豊かな生活環境の形成、環境教育の場の確保	14	2,719
計	国指定	(2)	(10,735)
	県指定	47	53,799
合 計		49	64,534

※（ ）内は国指定鳥獣保護区で外数です。

5 森林獣害防止対策 【林政課】

県内では、野生獣類による林業被害が多く発生しています。伐採跡地に植栽した苗木の芽を、シカやカモシカが食べてしまって森林に戻せない状況や、数十年間かけて育てた樹木の樹皮をツキノワグマやシカが剥いでしまって、木材としての製品価値が下がってしまう被害が問題となっています。また、野生獣類による被害は、樹木への直接的な被害だけでなく、木が育てられないことによって林業関係者の生産意欲の減退を招き、手入れ

が行き届かなくなることで森林の多面的機能が衰退してしまうことが懸念されています。

県では、野生獣類による食害から守るため、造林木に動物が嫌がる忌避剤を散布したり、樹木に防護資材を巻き付ける事業を推進しています。また、苗木を植栽した周囲全体を囲うように、シカの侵入を防止する柵を設置する等の事業も行っています。

6 農作物被害対策 【技術支援課】

2019（令和元）年度の野生鳥獣による農作物被害は、県内33市町村から報告があり、主な加害獣種はニホンジカ、イノシシ、カモシカ等となっています。被害額は約3億3千8百万円で、前年比119%と増加しています。被害は中山間地だけではなく、平地地でも発生していますが、地域ぐるみでの被害対策や侵入防止柵の設置等に取り組んだ地域では、着実に対策の効果が現れてきています。一方で、被害防止対策が不十分な地域では、被害の増加がみられます。

鳥獣被害は、農業者に経済的な損失をもたらすだけでなく、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加など地域に深刻な影響を及ぼしています。そこで、県では各種補助事業により、市町村等が主体

となって実施する鳥獣被害対策を支援するとともに、鳥獣被害対策支援センターを中心に、関係機関と連携し、地域ぐるみでの対策を進めています。

(1) 効果的・効率的な対策支援

市町村等関係機関と連携し、地域が効果的・効率的に被害対策に取り組めるように支援します。

(2) 地域ぐるみでの対策支援

鳥獣被害対策は、地域ぐるみでの対策が大切です。

県では地域における合意形成を図りつつ、集落環境調査に基づいた総合的な鳥獣被害対策（侵入防止柵の設置、刈り払い等による緩衝帯の設置、捕獲体制の整備等）を進めています。

7 鳥獣対策伐木 【河川課】

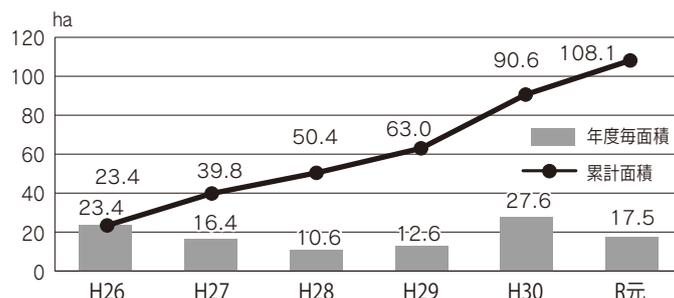
近年、野生鳥獣の生息数の増加や生息域が拡大することにより、農林業被害の拡大や生活被害が発生しているため、その対策が強く求められています。

そこで、野生鳥獣を出没させない、定着させないことを目的に、クマやイノシシ等が市街地へ出没しないように、移動経路を分断するため、河川

内の樹木群の伐木を行っています。

2013（平成25）年度から、鳥獣の捕獲数が多い区域内や狩猟制限がある区域内の河川を計画的に伐木し、2019（令和元）年度は面積にして17.5haの区域を伐木しました。

図2-2-2-2 鳥獣対策伐木面積の推移



第2項 外来生物対策の推進

1 特定外来生物対策 【自然環境課】

外来生物とは、人の活動により本来の生息地とは異なる地域に持ち込まれた海外起源の生物です。

人間の移動や物流が活発になったことで、多くの動植物がペットや展示・食用・研究等の目的で世界中で取引されています。また、荷物や乗り物等に紛れ込んだり付着して、知らないうちに持ち込まれてしまう場合もあります。

野生生物は、本来その地域特有の自然環境の中で相互に関係し合い、複雑なバランスを保って生存しています。このため、人為的に外来生物が持ち込まれてしまうと、その地域にいた生物が駆逐され地域特有の自然環境のバランスが崩れてしまうほか、人間に直接危害を加えたり、農作物が被害を受けるなど、様々な問題を引き起こすおそれがあります。このため、国は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（通称：外来生物法）を2005（平成17）年に施行し、問題を引き起こす外来生物を「特定外来生物」として指定し（148種類 2018[平成30]年4月1日現在）、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入といった取扱いを規制して国内への侵入や拡散を防ぐとともに、既に定着してしまったものについては駆除や隔離等の防除を行うこととしています。

県内でも、動物ではアライグマやオオクチバス

など、植物ではオオキンケイギクやオオハンゴンソウなど合わせて約30種類の特定外来生物が確認されています。特に、2015（平成27）年に県内で初確認された外来昆虫クビアカツヤカミキリは、県東部地域を中心に発生地域が拡大しています。

近年、アライグマやカミツキガメといった特定外来生物が身近な所で見つかったり、捕獲されることが増えていますが、これらはペットや観賞用として輸入され、人間に飼われていたものが逃げ出したり、飼うことができなくなって捨てられてしまったものが自然界で繁殖し、問題を起しているケースです。生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命や成長したときの大きさ、性格や生態等について十分調べた上で、責任を持って終生飼育する必要があります。

＜外来生物被害予防三原則＞

- 1 入れない：悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2 捨てない：飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 拡げない：野外に既にいる外来生物は他地域に拡げない

2 / コクチバス駆除 【蚕糸園芸課】

1999（平成11）年に奥利根湖で発見されたコクチバスは翌年には繁殖が確認され、県では、2000（平成12）年度から地元漁業協同組合に委託して駆除作業を開始しました。

コクチバスは北米原産の魚食性外来魚で、冷水域・流水域でも定着が可能です。旺盛な食欲と繁殖力で水産資源や生態系に悪影響を及ぼすとして、特定外来生物に指定され、放流はもとより、飼育や運搬が規制されています。また、群馬県内水面漁場管理委員会の指示として採捕したコクチバスの再放流を禁止し、コクチバスの駆除推進に努めています。

奥利根湖での駆除事業では、2005（平成17）年度以降の駆除尾数から生息尾数の減少も示唆され、駆除効果が出ていると考えられます。

しかし、2010（平成22）年に烏川で、2011（平成23）年に鐺川と渡良瀬川でコクチバスの生息が確認され、利根川下流域での生息域の拡大が懸念されています。このため、県では、2011（平成23）年より群馬県漁業協同組合連合会に委託して河川におけるコクチバスの駆除を開始しました。



コクチバス

表2-2-2-4 コクチバス駆除尾数の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
奥利根湖	521	2,102	4,993	6,702	7,031	8,369	6,701	4,400	4,448	2,378	1,355	482	182
鐺川・烏川等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	229
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元						
奥利根湖	169	125	162	272	76	42	308						
鐺川・烏川等	1,716	371	792	2,651	2,021	2,293	1,626						

コラム

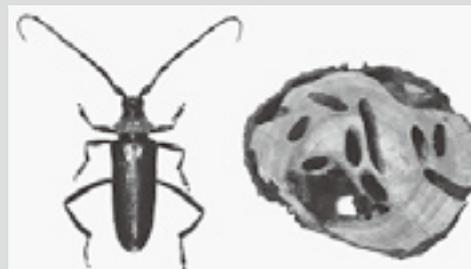
クビアカツヤカミキリ被害への対策について

クビアカツヤカミキリは、中国などを原産とする大型のカミキリムシで、2018（平成30）年1月に特定外来生物に指定されました。この虫の幼虫は、サクラやウメ、モモなどに寄生し、木の中を食い荒らすことから、観光資源や農作物に被害を及ぼします。被害が進行すると被害木は枯死してしまい、倒木などにより人身や建物の被害が発生するおそれもあります。

県内では、2015（平成27）年に館林市で初めて確認されて以降、東部地域を中心に被害が拡大しており、2019（令和元）年度の調査では、サクラなど3,561本で被害が確認されました。

これまで県では、被害の拡大防止のため、各種講習会の開催や邑楽館林地域の市町と協力した対策、ぐんま緑の県民基金事業による市町村への補助や様々な機会を通じた県民への注意喚起、隣接県と連携した情報共有体制の構築など、各種対策を講じるとともに、関東地方知事会議を通じて国への要望を行ってきました。

さらに2020（令和2）年度は、これらの取組に加え、被害未発生地域に侵入防止エリアを設定し、幼虫駆除に効果のある薬剤をエリア内のサクラに注入することで他地域への被害拡大を防ぐ「予防対策事業」、市町村と連携して地元住民等を対象とした講習会を開催し、受講者をクビアカリポーターに任命して監視体制の拡充を図る「防除対策技能向上事業」、県有施設に初期防除のための資材貸出を行う「県有施設防除対策事業」の3事業を新たに実施し、観光地であるサクラの名所やウメ等の果樹生産地への被害拡大を食い止めたいと考えています。



クビアカツヤカミキリの成虫と被害木の断面